

# 平成28年度 赤い羽根共同募金地域助成事業

市貝町の地域を良くする取り組みを応援します



**探検!!**

**発見!!**

**ほっとけん!!**



地域助成事業は、地域の全ての方が住み慣れた場所で  
「健康で明るく、安心して生活を送れる」地域社会づくり活動を  
応援する事業です。

～地域で集めた募金を地域をよくする活動へ～

活動を始めるために、現在の活動をさらに活性化するために、地域  
活動をもっと楽しくするために、様々な活動に役立てて下さい。



じぶんの町を良くするしくみ。  
**赤い羽根共同募金**



## 平成 28 年度 赤い羽根共同募金地域助成事業募集要項

### 1. 事業の目的

社会福祉法人市貝町社会福祉協議会では、子どもからお年寄りまで全ての方が住み慣れた地域で、『健康で明るく、安心して生活を送れる』地域社会づくりをめざして、地域住民が主体的に取り組む地域活動に対し支援を行います。

この事業は、赤い羽根共同募金の財源を活用することから、資金の運用の透明性を図り、共同募金への理解を深めることも目的としています。

### 2. 助成対象団体（①か②のいずれかに該当）

- ①市貝町内の行政区（自治会）、公民館、子ども会育成会、小学校活動（PTAによる福祉活動）、サークル活動等町民が主となり組織された団体であること。
- ②5名以上で組織されている団体であること。

### 3. 助成対象事業

地域福祉推進の視点から地域住民を対象に自主的・自発的な福祉活動にかかる事業とし、平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに実施し、完了する事業とします。ただし、次の事業は助成対象としません。

- (1) 他の補助金との重複や公的補填のある事業
- (2) 政治活動、宗教活動、営利活動を目的とした事業
- (3) 会議、構成員同士の親睦のみを目的とした事業
- (4) 福祉を目的としない事業

#### 対象となる経費《例》

消耗品費	事業に直接使用する消耗品（文具、用紙、材料など）
印刷製本費	事業に必要な関係書類等の印刷代及び製本代
通信運搬費	切手、郵送料等に要する費用
使用料及び賃借料	会場の賃料、器具のリース料など
損害保険料	事業にかかる保険料（個人の保険は対象外）
食糧費	会食交流材料費や茶話会等の飲食代など (1食辺り 500 円以内 アルコールは除く)
弁償費	行事主催者の弁償費（交通費等含む）は、補助決定金額の 5 分の 1 を上限とする。（最大 16,000 円）
講師謝金	事業に係る講師の謝金（上限 30,000 円）

## 対象とならない経費

運営費	組織運営や事務管理にかかる経費
慶弔費	祝い金や香典
器具備品費	事業完了後に私物として残りうる可能性があるもの パソコン機器、デジタルカメラなど
その他	1) 申請事業が、旅行や食事を目的とするような事業経費 2) 領収書等により支払ったことが確認できない経費 3) 市貝町社会福祉協議会が事業経費として認めない経費

## 4. 助成金額

本事業による助成は、1事業について上限8万円 【助成総額16万円】

## 5. 応募方法

所定の用紙に申請内容を記入の上、事務局宛に応募して下さい。なお、提出していただいた資料は返却しません。

応募期限：6月20日（月）～8月12日（金）

応募方法：別紙申請書に必要事項をご記入の上、必要な書類を添付して  
市貝町社会福祉協議会事務局へ郵送もしくは窓口にて提出  
(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)

### 申請書の入手

- 1) 市貝町社会福祉協議会窓口（市貝町保健福祉センター）
- 2) ホームページからのダウンロード
- 3) 資料請求（郵送及びFAX） 事務局までご連絡下さい

## 6. 決定までの流れ

町民の皆様からの貴重な募金ですので、申請のあった団体・事業に対し市貝町社会福祉協議会及び共同募金市貝町支会において書類審査及び聞き取りを行います。なお下記3項目が選考基準となります。

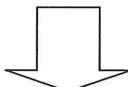
※ 選考基準に申請内容が満たない場合などには、希望助成金額の減額や助成不可の場合もあります。

### 【選考基準】

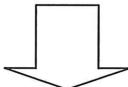
- ・事業の目的や計画が明確であるか (活動プログラムの質)
- ・事業予算や助成の必要性 (財務の透明性)
- ・現状の課題に対して事業を実施することでどのような成果ができるか。事業の評価ができる実施事業か (今後の地域への貢献)

## 7. 事業の流れ（概要）

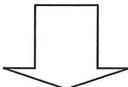
申請	必要書類を市貝町社会福祉協議会へ提出  【必要書類】 1) 赤い羽根共同募金地域助成金申請書（様式1、2） 2) 組織運営に関する資料（会則・会員名簿等） ※ 組織構成に関する資料が無い場合は、これまでの活動が分かるもの
----	---



審査・決定	書類審査及び聞き取りを行い、助成団体と助成金額を決定します。助成決定団体に対して決定通知及び交付請求書を送付します
-------	---



助成金交付	交付請求書に基づき原則団体名義口座に助成金の振込をします（現金不可）
-------	------------------------------------



事業実施 報告	(実施) 平成28年9月1日～平成29年3月31日 (報告) 当該事業終了後の30日以内に報告書（様式3、4）の提出をして下さい。
------------	--

## 8. その他

当年度の助成金を受けた団体は、次年度の街頭募金運動（10月頃）に協力していただきます。また、町民の皆様への報告にあたり、活動報告（いちかい社協だより）の記事（200文字）の提出していただきます。

---

### 【お問い合わせ先】

栃木県共同募金会市貝町支会（市貝町保健福祉センター内）



（事務局）社会福祉法人 市貝町社会福祉協議会

芳賀郡市貝町市塙 1720 番地 1 市貝町保健福祉センター内

電話 0285-68-3151 FAX 0285-68-3553

HP <http://www.ichikai-shakyo.org/>